

栃木県共創デジタル基盤整備方針策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

令和8(2026)年2月
栃木県経営管理部行政改革ICT推進課

1 趣旨・目的

この要領は、栃木県が「栃木県共創デジタル基盤整備方針策定支援業務」を委託するに当たり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

栃木県共創デジタル基盤整備方針策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「栃木県共創デジタル基盤整備方針策定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」
のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日(令和8(2026)年4月上旬を予定している。)から令和8(2026)年7月31日(金)
まで

(4) 委託料限度額

16,120,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問合せ先

郵便番号320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課 担当者 矢野・森田

電話 028-623-2213 電子メール m21help@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- 栃木県物品調達等競争入札参加資格者等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、業種区分の大分類「N 通信、情報処理」、若しくは大分類「P その他のサービス」のうち小分類「5 検査、分析」又は「6 その他」の入札参加資格を有する者であること。
- 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは、第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
- (6) 国、都道府県、市又は区若しくはこれらと同等の団体が発注した類似業務を受注し、履行が完了した実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公開	令和8(2026)年2月17日(火)
イ 事前説明会	実施しない
ウ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8(2026)年2月24日(火)午後5時必着
エ 質問に対する回答	令和8(2026)年2月26日(木)
オ 参加表明書の提出期限	令和8(2026)年3月2日(月)午後5時必着
カ 企画提案書の提出期限	令和8(2026)年3月13日(金)午後5時必着
キ プrezentation	令和8(2026)年3月23日(月)又は同月24日(火)
ク 審査実施	令和8(2026)年3月24日(火)
ケ 審査結果の通知・公表	令和8(2026)年3月25日(水)

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和8(2026)年2月17日(火)～同年2月27日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

イ 配布書類

- (ア) 実施要領(本要領)
- (イ) 別記様式1 参加表明書
- (ウ) 別記様式2 参加資格確認書
- (エ) 別記様式3 類似業務実績確認書
- (オ) 別記様式4 企画提案書
- (カ) 仕様書
- (キ) 審査基準

ウ 配布場所：上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募(業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、以下のア及びイにより書面(様式任意)を作成し、提出すること。

ア 受付期間：令和8(2026)年2月24日(火)午後5時必着

イ 質疑方法：・電子メールにより、上記2(5)の担当所属に提出すること。

- ・ 質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ明確にすること。
- ・ 質問内容には質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

ウ 回答期日 : 令和8(2026)年2月26日(木)までに回答

エ 回答方法 : 回答は栃木県ホームページ(上記4(2)ウのURL)に掲載する。

なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のア～オにより提出書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類 : (ア) 参加表明書(別記様式1)

(イ) 参加資格確認書(別記様式2)

(ウ) 類似業務実績確認書(別記様式3)

イ 提出期限 : 令和8(2026)年3月2日(月)午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所 : 上記2(5)の担当所属

エ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※ 郵送の場合は、到着の確認のため電話により連絡すること。

オ 提出書類の作成について

(ア) 様式順にページ番号を付して左上を綴じること。

(イ) 別記様式3については、用紙が不足する場合は記載する枠を広げ、複数のページに渡り記載しても差し支えない。

(ウ) 提出部数は1部とする。

カ 参加資格の確認について

参加表明書を提出した者に対して参加資格を確認し、その結果を通知する。参加資格を得た者のみが企画提案書を提出することができる。

ただし、上記4(1)カの企画提案書の提出期限までに参加資格の要件に該当しなくなった者は、参加資格を失い、契約の相手方の候補となる者(以下「候補者」という。)を選定する対象者としない。

(5) 企画提案書の提出

(4) カの参加資格の確認を受けた者は、仕様書及び下のア～クにより企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 企画提案を求める事項

次の事項を含めて作成すること。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 実施体制

(エ) 見積額

イ 提出資料

企画提案書（別記様式4）に提案者が独自に作成した企画提案資料を添付すること。

企画提案資料は、上記（5）ア、仕様書の「7 業務内容」「8 業務報告、成果品等」、および別紙「審査基準」の評価項目を踏まえ作成すること。

企画提案資料の内容には、様式、用紙の大きさ、枚数、色やイラストの仕様等の制限はないが、目的、効果、訴求ポイント等を明確に示し、わかりやすく作成すること。

ウ 提出期限：令和8（2026）年3月13日（金）午後5時必着

※ 提出期限後に到着した企画提案書は無効とする。

エ 提出場所：上記2（5）の担当所属

オ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 郵送の場合は、到着の確認のため電話により連絡すること。

カ 企画提案書は1者1提案とする。

キ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

ク 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

オ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

カ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

（1）審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（10分以内）を令和8（2026）年3月23日（月）又は24日（火）に栃木県庁内で実施する。日時及び場所については、令和8（2026）年3月17日（火）までに別途連絡する。

(3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、審査基準に基づいて、選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者を選定した後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、次の(1)及び(2)の事項について栃木県ホームページ（上記4(2)ウのURL）で公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

- (1) 候補者の名称、当該候補者を最高点と評価した選定委員の数、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の提案者の数及びそれぞれの総合点

7 契約手続

- (1) 候補者に選定された者と栃木県との間で、速やかに委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合に委託契約を締結する。協議においては、企画提案書の内容について追加、変更、削除を求めることがある。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。